

業務委託仕様書

1. 委託業務名

佐賀県オフィス系企業誘致プロモーション業務（県内中部・北部・東部地域対象）

2. 目的

佐賀県では、地域経済の活性化を図るとともに、若者の県外流出の防止と県内への流入促進を目指し、県民がそれぞれの地域で活躍できる場を創出するため、多様で魅力ある企業の誘致に取り組んでおり、地方へのオフィス進出を検討している企業の誘致については、よりいっそう推進していきたいと考えているところである。

本業務では、地方進出を検討又は関心がある企業に向けて、佐賀県へ立地する魅力についてプロモーションを行い、佐賀県への企業誘致を促進することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

4. 委託事業内容

本業務では、企業が集積する首都圏を中心に、オフィス系企業に対して地方進出の候補先として佐賀県のプロモーションを行う。特に佐賀県への進出可能性の高い企業に向けて効果的な情報発信を行うことにより、佐賀県で事業を遂行する魅力の認知度向上及び理解度促進を図るため、県内7市町（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、基山町）への現地視察を行う事業として、以下の業務を行う。

（1）視察企業の選定

新たなオフィスの設置又は移転を検討している企業で、佐賀県への立地可能性のある事業者を30社以上選定すること。なお、企業に対して佐賀県のプロモーションを行う際の手法については、コンタクトフォームマーケティングの活用など、企業に能動的かつ直接的なアプローチを行うものを採用すること。

また、選定にあたっては、以下の①～⑤の要件すべてを満たす企業とするが、立地可能性のある企業で①～③の要件を満たさない場合は、県と協議を経たうえで選定の判断を行うものとする。

①会社設立：5年以上

②従業員数：11人以上

③資本金：1,000万円以上

④対象業種：デジタルコンテンツ業（注1）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、バックオフィス、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業、研究開発支援検査分析業、本社機能移転

⑤地域：首都圏（注2）に本社を有する企業を7割とする

(2) 個別面談

(1)の中から12社以上に対して、佐賀県職員同席のもと、地方進出の候補地として佐賀県を詳しく認知してもらうための個別面談を以下のとおり実施すること。

- ・ 面談実施企業の半数以上をデジタルコンテンツ業（注1）、ソフトウェア業、本社機能移転の業種とすること。
- ・ 企業の選定及びに情報提供内容については、県と協議の上決定すること。
- ・ 個別面談は、経営者等立地の意思決定権を持つ者に対して実施すること
- ・ 個別面談時で使用するPR資料を作成すること。なお、資料には現地視察先7市町のPRを1市町につき1ページずつ盛り込むこと。

(3) 現地視察

(2)の企業の中から6社以上に対し、以下の内容を踏まえて各社1回の現地視察を実施すること。

- 1 実施期間：令和8年10月から令和8年12月まで
- 2 実施回数：全2回（1回あたり3社参加で調整）
- 3 実行程：1回あたり2泊3日
- 4 視察先市町（全7市町）
 - 1回目：佐賀市、多久市、武雄市、小城市
 - 2回目：唐津市、鳥栖市、基山町
- 5 視察参加者要件：立地の意思決定権を持つ者（経営者等）
- 6 対応内容：
 - ・ 参加企業は、県と協議の上決定すること。
 - ・ 効果的な視察訪問先の選定ができるように、視察先市町へ事前調査を行い、また、視察の企画・内容等調整についても行うこと。
 - ・ 行程、移動手段、飲食会場（昼食、懇親会等）、宿泊先等に関する調整を行うこと。
 - ・ 参加企業の交通費及び宿泊費は当該委託料に含むこと。
 - ・ 視察の引率を行うこと。（※）
 - ・ 参加企業が羽田から空路を利用する場合、原則、九州佐賀国際空港を使用すること。

※視察には佐賀県の担当職員及び視察先市町も同行するが、県及び視察先市町職員の交通費、宿泊費は委託料に含まない。

5. 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担うため総括責任者1名を配置すること。

その他事業の実施に向けて、必要な人員を適切に配置すること。その具体的な予定人数を提示すること。

（総括責任者の役割）

- ・ 業務全体の企画・計画策定
- ・ 業務の進歩管理
- ・ 佐賀県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

6. 成果物及び提出時期

成果物名	内容	提出時期
業務実施計画書	当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載	初回打合せ以降、速やかに提出
業務完了報告書	業務完了の報告書の提出	令和9年2月26日（金）
実績報告書 （参加企業アンケートも含む）	当該委託業務の実施内容等を記載（今後の展開についての改善提案を含む）	令和9年2月26日（金）
上記以外の資料で、 履行状況が確認できるもの	本業務委託の中で作成した制作物を想定（なお、動画やイラストを作成した場合は原則、編集可能なデータを提出すること）	令和9年2月26日（金）

7. その他

- （1）受託者が本業務において制作した成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、制作者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。
- （2）佐賀県は佐賀県及び佐賀県が指定する者が保有するホームページで公開する場合に限り、無償で自由に二次利用できるものとする。
- （3）成果物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て利用を行うこと。佐賀県の利用についても同様とする。
- （4）本業務の全部又は一部を再委託することは、原則として認めない。ただし、業務の一部を再委託することについては、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- （5）個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「佐賀県個人情報保護方針」を遵守すること。
- （6）本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また本業務の履行にあたって、知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。

(7) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこととし、疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。

注1) 本委託業務内で対象とする「デジタルコンテンツ業」の定義は以下のとおり。
デジタル技術を活用し、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業及びそれに類する事業
（例： 動画制作、CG制作、アニメーション制作、音楽の編集等）

注2) 本業務委託で対象とする「首都圏」の定義は以下のとおり。
首都圏： 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県